



令和 2 年 7 月 1 6 日  
内閣府（防災担当）

## 応急修理期間中における応急仮設住宅の使用について

今般の災害において、避難所を早急に解消するための住まいの確保の取組が重要な課題となっていることを踏まえ、被災者の方々の自宅再建を後押しするため、別紙のとおり、応急修理期間中に応急仮設住宅を使用することを可能としましたので、お知らせいたします。

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）

参事官（被災者生活再建担当）付 小澤、横田、阿部、森戸、柚上、山地

TEL 03-5253-2111（内線 51271・51273・51276・51277・51274・51278）

03-3503-9394（直通）

応急修理期間中の被災者の一時的な住まいを確保するとともに、応急仮設住宅に入居する被災者の地元における自宅再建を後押しする。

## ＜背景・課題＞

- 工事業者の不足等により応急修理の修理期間が長期化しており、修理完了までの間、避難所生活を継続せざるを得ない世帯や、親族・知人宅等に一時入居せざるを得ない世帯が多数存在。
- 今般の令和2年7月豪雨の被災自治体から、応急修理期間中の被災者の住まいの確保を求める切実な声がある。



## 応急修理完了までの間、一時的な住まいとしての応急仮設住宅 への入居を可能とし、被災者の地元での自宅再建を支援

## ＜概要＞

- ・ 対象 : 応急修理をする被災者のうち、応急修理の期間が1ヵ月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者
- ・ 使用期間 : 災害の発生の日から原則6ヵ月（応急修理が完了した場合は速やかに退去）
- ・ 支出費用 : 実費（地域の実情に応じた額）